

中国:新しい審査ガイドラインについて

1. 出願人が自発的に分割出願できる期間

a) 出願の係属中、および、特許許可決定の日から2ヶ月以内に、分割出願をすることができます。

b) 拒絶の決定の通知を受けた場合、再審査の請求がされるか否かに関わらず、該拒絶の決定の通知後、3ヶ月以内に分割出願をすることができます。

c) 再審査の係属中、および、再審査の結果に不服を申し立てる上級審の手続きに係属中も分割出願をすることができます。

d) 分割出願に基づく分割出願については、上記a)～c)の期間に加えて、中国における最初の出願(親出願)が、係属中または特許許可の決定の日から2ヶ月以内であることが必須となります。

e) 審査官によって、出願の単一性について拒絶されたことに伴う分割出願は、上記d)に関わらず、分割出願の分割出願をすることができます。

2. ダブルパテントに対する取り扱い

中国特許法では、ダブルパテントは認められていません。2つの同一内容の出願が併存する場合において、一方に特許が許可されると、他方が審査され特許許可されるときに、2つのうちの1つを選択することが要求されます。すなわち、2つの出願のうち、後の出願について特許許可を維持し、先の出願について放棄する場合、該先の出願は、該先の出願の出願日から放棄することになります。

3. 拒絶の決定前の反論の機会

拒絶の決定は、通常、少なくとも2回のオフィシャルアクションの後になされます。特に、最初のオフィシャルアクションに対する出願人の応答時に、出願書類が補正された場合、2回目のオフィシャルアクションは、該補正内容を考慮して発せられます。

4. 公開

インターネットによる公表によっても、新規性が喪失します。

5. 化学分野の発明の十分な開示の要求

化学物質、化学的方法、化学物質の使用の発明については、詳細な開示が求められます。出願後に提出された新しい実施例・実験データは、考慮されません。公知の化合物の新規用途に関し、該用途およびその効果に関する実験データについて、明細書に記載しなければなりません。

6. マーカッシュクレーム (Markush claims) の発明の単一性

マーカッシュクレームは、該マーカッシュクレームによって特定される化合物のいずれもが、以下の基準を満たす必要があります。

(1) 共通の特性または活性を有すること。

(2) 先行技術と区別できる共通の構造を有し、該構造が、前記(1)共通の特性または活性に必要であること； 共通の構造を有さない場合には、発明の属する技術分野において、同じ分類に属する化合物であるとみなされること。

7. 生体物質 (biological material) に関連する発明の審査

中国における出願前に公開された非特許文献によって公衆に利用可能となった生体物質に関し、出願人は、明細書に、該生体物質を取得する方法を記載しなければなりません。さらに、出願人は、出願から20年間、該生体物質が公衆に利用可能であることを保障する証拠を提出しなければなりません。

以上